

和泉市立南横山小学校小規模特認校指定実施要綱

(趣旨、目的及び指定)

第1条 南横山小学校（以下「当該校」という。）は、本市の南部山間部に位置し、清流と森林の緑に恵まれた豊かな自然環境と少人数の特徴を活かし、児童、教職員及び地域との密接な家庭的雰囲気の中で、特色ある教育活動を展開している。当該校を小規模特認校に指定し、特色ある教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという保護者及び児童に対して、一定の条件のもとに和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校就学区域規則に定める住所地の就学指定校（以下「指定校」という。）以外の入学や転学を認めることにより、豊かな人間性を培うとともに、学校と地域の連携や活性化などの教育目的を実現しようとするものである。

(運用)

第2条 小規模特認校への就学指定校の変更については、学校教育法施行令第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請により認めるものとする。ただし、卒業までの在籍を保障するものではない。

2 卒業後の進路選択にあたっては、指定校もしくは和泉市立榎尾中学校のいずれかを選択することができるものとする。

(就学条件)

第3条 前条の申請を行おうとする保護者は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 和泉市内に住所を有し、市立小学校及び義務教育学校前期課程に就学中または就学を予定する者の保護者であること。
- (2) 保護者は、自らの責任と負担において当該の児童を通学させるものとする。
- (3) 保護者は、当該校の教育活動などについて理解し、協力ができること。
- (4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。

(就学定員)

第4条 就学を認める定員は、当該校の児童数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

(募集方法等)

第5条 第2条の申請方法、時期、申請書類及び見学会等の募集方法並びに入学の決定等に関する事項については、別途「和泉市立南横山小学校小規模特認校児童募集要項」を作成し、対応処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年8月24日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年8月6日から施行する。